

Ⅳ 医学部

1. 志望方法

日程	学科	出願区分	志望方法
前期日程	医学科	一般枠	左記出願区分から1つを選び志望してください。
		地域医療枠	
日程	学科	専攻	志望方法
前期日程 ・ 後期日程	保健学科	看護学専攻	第1志望のみとします。
		検査技術科学専攻	
		理学療法学専攻	理学療法学専攻及び作業療法学専攻を組み合わせ、第1、第2志望とすることができます。なお、第1志望のみとすることもできます。
		作業療法学専攻	

注1 入学後の転学科は認めていないので、志望選択に当たっては十分留意してください。

○ 医学科の出願区分について

合格者の判定はそれぞれの出願区分の基準により実施します。

① 一般枠

医師や医学研究者等を目指す一般的な選抜枠で、群馬県からの修学資金貸与を希望しない場合の出願区分です。

② 地域医療枠

群馬県での将来の医療を担うという強い意志を持ち、群馬県からの修学資金貸与を希望する場合の出願区分です。なお、入学後、地域医療枠を辞退することは、出願要件の趣旨に反することから、理由の如何を問わず認めません。

また、合格判定の結果、合格とならなかった場合、一般枠にて再度合格者の判定を行います。

- ・群馬県の修学資金貸与制度の概要は、下記の「群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について（一般選抜）」を参照してください。
- ・地域医療枠合格者は、群馬大学医学部や群馬県等が企画する県内医療に関する特別プログラムに参加します。
- ・地域医療枠合格者は、卒業後10年間は、群馬大学医学部附属病院を含む群馬県内の特定病院の中から選択し、臨床研修及び診療業務に当たります。医師としての柔軟なキャリア形成が可能です。後出のキャリアモデルを参考にしてください。

群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について（一般選抜）

1 対象者要件

「4. 出願資格等」(37 ページ)に示す出願資格に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1)群馬県に所在する高等学校又は中等教育学校の卒業生若しくは卒業見込みの者
- (2)群馬県に所在する通常の課程による12年の学校教育又は専修学校の高等課程の修了者若しくは修了見込みの者
- (3)学校教育法第90条第2項の規定により群馬大学以外に入学した大学の所在地が群馬県にある者
- (4)(3)以外の者で群馬県に所在する大学又は大学院の在学者、卒業(修了)者若しくは卒業(修了)見込みの者
- (5)上記(1)から(4)以外の者であって、次のいずれかに該当するもの

- ①出願時の住所が群馬県内にある者
- ②出願時に父母、祖父母又は配偶者のうち、いずれかの者の住所が群馬県内にある者
- ③出願時の本籍が群馬県内にある者

2 提出書類

「5. 出願手続」(7)提出が必要な出願書類等(49～51 ページ)に示す出願書類のほか、次の書類をあわせて提出すること。

なお、(1)～(4)の書類にあっては、上記1(1)、(2)又は(3)に該当する者は除きます。

- (1)〔1(4)に該当する者〕 在学証明書、卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
- (2)〔1(5)①に該当する者〕 住民票の写し

- (3)〔1(5)②に該当する者〕 父母、祖父母又は配偶者の住民票の写し及び出願者との関係がわかるもので次のいずれか一つ。
- ・住民票の写し（続柄が記載されているもの）
 - ・出願者の出身高等学校等が発行する証明書（任意様式・学校長の証明印があるもの）
 - ・健康保険証の写し（続柄が記載されているもの）
 - ・市(区)役所、町村役場が発行するもので関係がわかるもの
- (4)〔1(5)③に該当する者〕 市(区)役所、町村役場が発行するもので本籍が証明できるもの
- ※住民票の写しは、出願日前3ヶ月以内に発行されたもので、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとします。
- (5)〔全員〕 所定の様式に本人及び保護者（又は法定代理人）が署名、押印した同意書

3 貸与期間

6年間

4 修学資金貸与額（予定）

原則月額10万円（ただし、本人及び生計を一にする者の所得額の合計が1,500万円未満の場合は15万円）

※「生計を一にする者」とは、主に、次に掲げる者

- ・修学資金の貸与を受けようとする者と同一世帯の父母
- ・修学資金の貸与を受けようとする者の所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者
- ・その他、これらに類する者と知事が認める者

※初年度は、入学金相当額が加算されて貸与されます。

5 貸与条件

- (1)群馬県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、卒業後、県内の特定病院において、貸与期間の3分の5に相当する期間(10年間＝従事必要期間)、卒後臨床研修及び診療業務に従事すること。
- (2)従事必要期間(10年間)のうち、臨床研修修了後の4年間以上は、群馬県保健医療計画に明記される医師不足地域の特定病院又は特に不足する診療科のうちから被貸与者の意見を聴取の上、群馬県知事が指定する特定病院又は診療科に勤務すること。ただし、へき地医療拠点病院又はへき地診療所に勤務する場合は3年間以上とする。
- (3)従事必要期間(10年間)は、群馬県地域医療支援センターが用意する「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」に参加すること。

〔補足〕

- ・「医師不足地域」、「特に不足する診療科」は、将来、勤務することとなる時点の保健医療計画に明記されます。
 - ・貸与期間中に修学資金貸与を辞退することは、原則として認めません。
- また、留年した場合は、当該留年に係る期間は貸与を受けることができません。

6 返還

卒業後、県内の特定病院において、従事必要期間(10年間)、卒後臨床研修及び診療業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

しかし、次のような場合は、貸与期間に年10%の割合で計算した利息を加算して、貸与した修学資金を返還することが必要です。

- ・貸与条件を満たさないこととなった場合
(ただし、特定病院における在職期間に応じて、返還が一部免除になります。)
- ・卒業の翌年までの医師国家試験に合格できなかった場合
- ・卒業後、県内の特定病院で臨床研修に従事しなかった場合

7 貸与手続

入試合格後、群馬県による意思確認の面接を経て、群馬県との間で貸与手続（貸与申請書の提出、貸与契約書の締結等）を行います。その際、連帯保証人2名が必要です。

※詳細は別途案内します。

なお、修学資金は、二月ごとにその期間分を貸与する予定です。

《制度の特色》

群馬県による本制度には下記のような特色がありますので、卒後臨床研修先の選定や、その後の診療業務、大学院進学、留学、研修等について、柔軟に計画することが可能となります。

①卒業後に従事する特定病院は、被貸与者が選択することができます。

ただし、「5. 貸与条件」(2)に示す特定病院又は診療科は被貸与者の意見を聴取の上、群馬県知事が指定する特定病院又は診療科になります。

②群馬県地域医療支援センターが用意する「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」により、卒業後10年間のキャリア形成を支援します。キャリアパスは、地域間・病院間ローテーションにより、キャリアアップと地域医療への貢献を実践できるものです。

③卒業後、従事必要期間は県内の特定病院での従事が必要となりますが、次のようなケースは返還義務中断期間として認められます。

i) 疾病・災害で業務に従事できなかった期間

ii) 産休・育児休業した期間

iii) 大学院（医学を履修する課程に限る）に在学した期間→5年まで可

iv) 外国の大学・大学院、医療機関、研究機関等において医学研修等に従事した期間→5年まで可

v) 特定病院で実施する専門研修のプログラムの一環として特定病院以外の病院に勤務した期間→3年まで可

vi) 県の医療水準向上に資する専門知識修得のため特定病院以外の病院に勤務した期間→3年まで可

《特定病院について》

「県内の特定病院」には、群馬大学医学部附属病院のほか、次の病院が予定されています。いずれも公的な側面が強い地域の中核的な病院です。これらの病院の医師不足解消も大きな目的の一つです。

群馬県立心血管センター、群馬県立がんセンター、群馬県立精神医療センター、群馬県立小児医療センター、前橋赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院、群馬県済生会前橋病院、独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター、医療法人社団日高会日高病院、公立碓氷病院、独立行政法人国立病院機構渋川医療センター、公立藤岡総合病院、藤岡市国民健康保険鬼石病院、下仁田厚生病院、公立富岡総合病院、公立七日市病院、吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院、原町赤十字病院、西吾妻福祉病院、独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市市民病院、桐生厚生総合病院、SUBARU健康保険組合太田記念病院、公立館林厚生病院

以上のほか、協力型臨床研修病院、へき地診療所、二次救急輸番病院。

《その他》

地域医療枠への出願に当たっては、「地域医療枠受験希望者向け説明動画」（群馬大学・群馬県作成）を必ず視聴し、制度を十分御理解ください。

説明動画を視聴する場合は、ぐんま電子申請受付システム

(https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4990) から必要事項を入力し、お申込みください。動画配信後、視聴用 URL を御案内します。

《修学資金貸与制度に関する問合せ先》

群馬県庁 健康福祉部医務課 医師確保対策室 電話：027 - 226 - 2540（直通）

地域医療枠合格者の卒業後のキャリアモデル

- 1) 専門研修の間に、群馬大学大学院医学系研究科の社会人入試制度を利用して、返還義務期間を中断することなく、博士（医学）の学位を取得することもできる。

医学部 (6年間) 修学資金 の貸与	臨床研修 群馬大学医学部 附属病院や県内 の臨床研修病院 での研修	専門研修 群馬大学医学部附属病院などの県内の特定病院に勤務し、専門医取得の研修などを行う。この期間中の4年間、群馬大学大学院医学系研究科に社会人入試で入学し、研究論文をまとめ博士（医学）の学位を取得することもできる。	
10年間			

- 2) 大学院医学系研究科に入学し、先端研究に従事して博士（医学）の学位を取得する。
大学院在学中の期間を返還義務中断期間とする。

医学部 (6年間) 修学資金 の貸与	臨床研修 群馬大学医学部 附属病院や県内 の臨床研修病院 での研修	大学院医学系研究科 博士課程一般入試で入学して先端研究に従事し、博士（医学）の学位を取得する。 [中断期間]	専門研修 群馬大学医学部附属病院などの県内の特定病院に勤務し、臨床研究を進めたり、専門医取得の研修などを行う。	
中断期間を除く10年間				

- 3) 県外での病院研修や海外留学を行い、その期間を返還義務中断期間とする。

医学部 (6年間) 修学資金 の貸与	臨床研修 群馬大学医学部 附属病院や県内 の臨床研修病院 での研修	専門研修 群馬大学医学部附属病院などの県内の特定病院に勤務し、専門医取得の研修などを行う。	県外研修 県外の病院での臨床技術の習得や海外留学。※ [中断期間]	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院に勤務し、県外で得られた技術を活用したり、専門医取得の研修などを行う。
中断期間を除く10年間				

※県外の病院での臨床技術の習得は、特定病院で実施する専門研修のプログラムの一環としての場合に限りです。

- 4) 産休・育児休業の期間を返還義務中断期間とする。

医学部 (6年間) 修学資金 の貸与	臨床研修 群馬大学医学部 附属病院や県内 の臨床研修病院 での研修	専門研修 群馬大学医学部附属病院などの県内の特定病院に勤務し、専門医取得の研修などを行う。	産休・育休 [中断期間]	群馬大学医学部附属病院など県内の特定病院に勤務する。複数の専門医取得の研修も可能。
中断期間を除く10年間				

(注)上記は、群馬県の修学資金貸与制度の特色である、返還義務中断期間を活用しながら、卒業後のキャリアアップなどを図るモデルケースです。返還義務中断期間の取扱いで御不明な点は群馬県ホームページの「群馬県緊急医師確保修学資金制度」の御案内 (<https://www.pref.gunma.jp/02/d1010069.html>) を御覧になるか、群馬県庁健康福祉部医務課医師確保対策室 (027-226-2540) へお問合わせください。また、キャリア形成については群馬県地域医療支援センター (027-220-7938) へお問合わせください。

2. 選抜方法

選抜方法等 学科名		大学入学 共通テスト	個別学力検査等				調査書	志願 理由書
			学力試験	面接	小論文	外国語におけるリスニングテスト		
医 学 科	前期 日程	○	○	○	○	×	○	○
保健学科(全専攻)	前期 日程	○	×	×	○	×	○	×
	後期 日程	○	×	×	○	×	○	×

(1) 医学科

大学入学共通テスト、個別学力検査等、調査書及び志願理由書（地域医療枠で出願する者のみ）を総合して判定します。合格者の判定はそれぞれの出願区分の基準により実施します。なお、入学後、地域医療枠を辞退することは、出願要件の趣旨に反することから、理由の如何を問わず認めません。

また、地域医療枠で出願した場合、合格者判定の結果、合格にならなかった場合、一般枠にて再度合格者の判定を行います。課せられた試験等は、全て受験しなければ失格となります。

個別学力検査等（学力試験、面接、小論文）のいずれかに不良のものがあった場合は、総合点にかかわらず不合格とします。

(2) 保健学科

大学入学共通テスト、個別学力検査等及び調査書を総合して判定します。

課せられた試験等は、全て受験しなければ失格となります。

保健学科の理学療法学専攻及び作業療法学専攻については、募集人員の一部を第2志望専攻の志願者から選考することがあります。なお、第2志望専攻の合格者となった場合は、第1志望専攻に入学辞退者が出た場合の追加合格者とはなりません。

(3) 2段階選抜について（医学部医学科のみ）

① 医学部医学科では、志願者数が次の場合にそれぞれ実施することがあります。

学 科	日 程	前 期 日 程
医学部医学科		約3倍（一般枠と地域医療枠の志願者数の合計が募集人員の3倍を超えた場合は、2段階選抜を実施することがあります。その場合、一般枠で189名程度、地域医療枠で24名程度の志願者を、第1段階選抜の合格者とします。）

第1段階選抜は、大学入学共通テストの成績（前期日程の選抜における配点）により行い、その合格者を対象に個別学力検査等を実施し、最終的な合格者を決定します。

② 発表方法

2月13日(月)から15日(水)の間に、第1段階選抜合格者には受験票PDFを発行します（詳細はメールでお知らせします）。不合格者には不合格通知書及び検定料返還申出書を簡易書留速達郵便で発送します。

なお、2段階選抜を実施しなかった場合は、受験票PDFを全員に発行します（詳細はメールでお知らせします）。

2月15日（水）を過ぎても印刷できない場合は、群馬大学学務部学生受入課入学試験係〔電話 027-220-7150〕に問合せください。

※ 2段階選抜実施状況は、群馬大学ホームページ（入試案内）[<https://www.gunma-u.ac.jp/>]に掲載します。

(4) 個別学力検査等の教科・科目等

日程	学 科	教 科 ・ 科 目 等	出 題 意 図	摘要
前 期 日 程	医 学 科	数 学	数Ⅰ、数Ⅱ、数Ⅲ、数A、数B	数学的な知識、能力（計算力、数理的思考力）が備わっているか判断します。
		理 科	物基、物、化基、化	・物理に関する基礎的な知識をみるとともに、基礎的な知識を用いて問題を解析し、的確に表現する総合的な能力を評価します。 ・高等学校で学ぶ「化学基礎」及び「化学」から幅広く出題し、化学に関する学習内容の理解度を評価します。
		小 論 文	国語と英語の能力を問うことがあります。	医学の勉学に必要な理解力、思考力、文章表現力などを含む総合力を判定する問題を課します。
		面 接	集団面接／25分／面接員複数	医学を学び、将来は医学・医療に携わって社会に貢献する人材としてふさわしい人格と適性を評価します。
	保健学科 (全専攻)	小論文Ⅰ	英語の能力を問うことがあります。	英文を読み、論点を的確に理解、把握する能力をみます。
	小論文Ⅱ	理系の能力を問うことがあります。	物理、化学、生物など理系の基礎学力と理解力、及び自然現象を総合的に捉え考察する能力をみます。	
後 期 日 程	保健学科 (全専攻)	小論文Ⅰ	国語と英語の能力を問うことがあります。	国語と英語を正確に読み、筆者が述べている論点を的確に理解し論述する力があるかどうかをみます。
		小論文Ⅱ	理系の能力を問うことがあります。	自然系を題材とします。 入学後の専門教育修得のための基礎学力を把握するために、理系の基礎学力と理解力に加えて、自然現象を総合的に捉え、考察する能力をみます。

(5) 個別学力検査等日時

前期日程

学 科	月 日	時 間							
		9:00	9:30	11:30	12:40	13:00	15:00	16:00	17:30
医 学 科	2月25日(土)	諸注意	数学		諸注意	理科		諸注意	小論文
	2月26日(日)	受 付 諸注意 (面接の詳細については2月25日(土)に通知します。) 面 接							
学 科	月 日	時 間							
		9:30	10:00	11:30	12:40	13:00	14:30		
保健学科 (全専攻)	2月25日(土)	諸注意	小論文Ⅰ		諸注意	小論文Ⅱ			

後期日程

学 科	月 日	時 間							
		9:30	10:00	11:30	12:40	13:00	14:30		
保健学科 (全専攻)	3月12日(日)	諸注意	小論文Ⅰ		諸注意	小論文Ⅱ			

注1 諸注意等があるので試験開始30分前までには、定められた試験室に入室してください。

2 遅刻した者は、試験開始後30分（面接は集合時刻の30分後）までは受験を認めません。ただし、試験時間は延長しません。

3 面接試験時に追加の資料提出は認めません。

(6) 個別学力検査等試験場

日程	学 科	月 日	試 験 場	所 在 地	試験場までの交通について	受付開始時刻
前期日程	医 学 科	2月25日(土)	群馬大学 医 学 部	前橋市昭和町 3-39-22	83ページ「4. 個別学力検査等試験場までの交通について」参照	8時30分
		2月26日(日)				2月25日(土)に通知します
保健学科 (全専攻)	2月25日(土)	9時				
後期日程	保健学科 (全専攻)	3月12日(日)				9時

(7) 学力試験等の配点

日程	学 科	大学入学共通テスト・個別学力検査等の配点										
		試験の区分	国語	地歴	公民	数学	理科	外国語	小論文(I)	小論文(II)	面接	合計
前期	医 学 科	大学入学共通テスト	100	*50	*50	100	100	100				450
		個別学力検査等				150	150		150		※	450
前期	保 健 学 科	大学入学共通テスト	200	*100	*100	200	200	200				900
		個別学力検査等							225	225		450
後期	保 健 学 科	大学入学共通テスト	200	*100	*100	200	200	200				900
		個別学力検査等							225	225		450

注1 大学入学共通テストの受験を要する教科・科目等については、41ページを参照してください。

2 大学入学共通テストの英語については、リスニングテストを含み、利用方法については、次のとおりとします。

医学科・保健学科

大学入学共通テストの英語の配点は、リーディング100点、リスニング100点となっていますが、本学では、リーディングとリスニングの配点を4:1とします。具体的には、リーディング160点満点、リスニング40点に換算し、合わせて200点満点とし、素点とします。なお、英語を選択しリスニングを免除された場合はリーディングの点数(100点)の傾斜配点(×2.0)を行い素点とし、英語以外の外国語を選択した場合には、筆記の点数(200点)を素点とします。

3 医学科の前期日程では、大学入学共通テストの各教科について、傾斜配点(×0.5)を行います。

4 配点に*印をしてある教科は選択教科を表します。

5 面接(※印)は総合判定の資料とします。なお、面接時間は状況に応じて変わる場合があります。

3. 注意事項

(1) 試験室は掲示(図示)によって案内し、試験室の下見は認めません。

(2) 試験当日における付添者の試験場への入構は、遠慮願います。

(3) 受験者は、昼食を持参してください。

(4) 群馬大学では、受験の際の宿泊施設等の斡旋は行いません。

4. 個別学力検査等試験場までの交通について

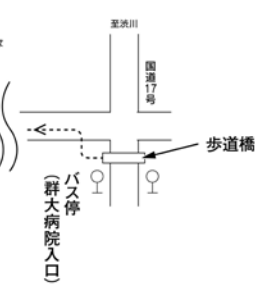
乗車場所	バス行き先案内表示	下車停留所	所要時間	備考
J R 両毛線 前橋駅北口 2番乗り場	・群大病院行 ・群大病院経由群馬大学荒牧行 (なんきつ 南橋団地経由含む)	群大病院	約15分	関越交通バス
	・渋川駅行 (群馬大学荒牧経由含む) ・渋川市内循環渋川駅行 (群馬大学荒牧経由) ・小児医療センター行 (群馬大学荒牧経由含む)	群大病院入口	約13分 徒歩6分	関越交通バス
J R 上越線 渋川駅前	・前橋駅行 (渋川市内循環、群馬大学荒牧経由含む)	群大病院入口	約30分 徒歩6分	関越交通バス

※試験場への自動車・オートバイ等の乗入れは、禁止します。

※JR群馬総社駅及び新前橋駅からは、昭和キャンパスを経由するバスはありませんので注意してください。

※公共交通機関の運行状況は必ず最新の情報を確認し、集合時刻までに到着できるよう十分に余裕を持って試験場へお越しください。

昭和キャンパス



5. 受験心得

- 1 「群馬大学受験票」及び「大学入学共通テスト受験票」を必ず持参し、試験場に入構の際、提示してください。なお、合格後入学手続の際にも必要となりますので大切に保管してください。
- 2 課せられた試験等は、全て受験しなければ失格となります。
- 3 試験室では、「群馬大学受験票」記載の受験番号と同じ番号の席に着き、本学受験票と大学入学共通テスト受験票を机上の右上隅においてください。
- 4 遅刻した場合は、入構確認を行っている職員に申し出てください。
なお、試験開始後 30 分までの遅刻者は、受験を認めます。ただし、試験時間は延長しません。
- 5 試験時間中は、監督者の指示に従ってください。
- 6 以下のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、受験資格を失うことになります。
また、悪質と判断された場合は、警察に被害届を提出する場合があります。
 - (1) 写真票に本人以外の写真を貼ることや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入した場合
 - (2) カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを見たりすること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。
 - (3) 他の受験者に答えを教えたり、カンニングの手助けをすること。
 - (4) 配付された問題冊子や解答用紙を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
 - (5) 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり、解答を始めること。
 - (6) 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類をかばん等にしまわず、身に付けていたり、使用すること。
 - (7) 「解答やめ。」の指示に従わず、解答を続けること。
 - (8) 試験場において他の受験者の迷惑となる行為や監督者等の指示に従わないこと。
 - (9) その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。
- 7 試験時間中に日常生活騒音等（監督者の巡回による足音・監督業務上必要な打ち合わせなど、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、携帯電話や時計等の短時間の鳴動、周囲の建物のチャイム音など）が発生した場合でも救済措置は行いません。
- 8 試験開始時には必ず解答用紙（下書用紙とも）に本学受験番号及び氏名を記入してください。
- 9 途中退場は認めません。
- 10 試験終了時には、直ちに答案から手を離し、監督者の指示を待ってください。
- 11 本学受験票及び大学入学共通テスト受験票のほかに試験時間中、机の上に置けるものは、次のとおりです。これ以外の所持品を使用又は置いている場合には、解答を一時中断させて、試験終了まで預かることがあります。
 - ・黒鉛筆（HBに限る。）、鉛筆キャップ、シャープペンシル
 - ・プラスチック製の消しゴム
 - ・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）
 - ・時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。）
 - ・眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの。）
 - ・数学受験の際は定規（直線又は三角）、コンパス。
- 12 解答は HB の鉛筆（シャープペンシル可）を使用してください。
- 13 昼食を持参してください。
- 14 マスクを必ず持参し、着用してください。
- 15 このほか受験上の注意事項を試験場に掲示しますから、よく見てください。
- 16 諸注意があるので定められた時刻までに試験室に入室してください。